

# 人生の最終段階における適切な意思決定支援に関する指針

当院は入院や外来での療養において、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき、「人生の最終段階における適切な意思決定支援に関する指針」を作成し実行しています。

## 1. 基本方針

人生の最終段階を迎える患者・家族等と医師や各医療従事者は患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とした、医療・ケアを進め提供します。

## 2. 本指針の対象及び症例

がん、及び慢性疾患等により回復の見込みが乏しいと判断された患者。

※頭部外傷・脳卒中急性期などの急性期重症患者は除きます。

## 3. 人生の最終段階の考え方

人生の最終段階は患者の状態を踏まえ、医療多職種チームにて総合的に判断します。

- ・がんなどで予後1年未満と推定される場合。
- ・慢性疾患の増悪を繰り返し予後不良に陥った場合（回復見込みが乏しい状態の場合）。
- ・脳血管疾患の後遺症や老衰など数か月から数年にかけて死を迎える場合。

## 4. 人生の最終段階における医療・ケアの在り方

- 1) 医療従事者による適切な情報提供と説明に基づき、患者本人又は家族等と多職種チームで話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本に人生の最終段階における医療・ケアを進めていきます。
- 2) 患者本人の意思は変化する為、その意思を都度確認し多職種チームによる支援のもと、患者本人や家族等との話し合いを繰り返し行います。
- 3) 患者本人が自らの意思を伝達出来なくなる可能性がある為、家族等含めて話し合いを繰り返し行います。また患者本人は事前に家族等との意思伝達者を事前に定めておく。
- 4) 人生の最終段階における医療・ケア行為の開始・不開始、医療・ケア内容の変更、医療・ケア行為の中止等は、当該患者の治療に関わる多職種のチームによって 医学的妥当性と適切性を基に慎重に判断します。
- 5) 多職種チームにより疼痛やその他不快な症状を十分に緩和し、患者本人・家族等の精神的・社会的援助を含めた総合的医療・ケアを行います。
- 6) 生命短縮意図を持つ積極的安楽死は、本指針の対象とはしません。

※「多職種チーム」とは治療、ケアに関わる医師、看護師、病棟責任者、コメディカル、介護従事者、ソーシャルワーカー、各医療チーム（緩和ケア、褥瘡管理、栄養サポート、呼吸ケア、排尿ケア、医療安全委員会など）が該当します。

## **5. 人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定方法について**

### **1) 本人の意思の確認ができる場合**

- (1) 患者本人の状態に応じて医療従事者から適切な情報提供と説明を行う。その上で、患者本人と治療に関わる多職種チームとの合意形成に向け、十分な話し合いのもと患者本人の意思決定を基本に、多職種チームとともに治療方針の決定を行います。
- (2) 時間経過や心身状態の変化、医学的評価の変更等により、患者本人の意思は変化するものである為、当該患者の治療に関わる多職種チームにより、適切な情報提供と説明がなされ、患者本人が自らの意思を都度示し、伝え共有出来る支援を行います。
- (3) このプロセスで話し合った内容は診療録記載し、患者家族等と当該患者の治療に関わる多職種のチームの間で共有します。

### **2) 患者本人の意思確認が出来ない場合**

- (1) 家族等が患者本人の意思を推定出来る場合は、推定意思を尊重し患者本人への最善の治療方針を取ります。
- (2) 家族等が患者本人の意思を推定出来ない場合は、当該患者への最善治療について家族等と十分に話し合い、それに従った最善の方針を取ります。また、時間の経過や心身状態の変化、医学的評価の変更等に応じてこのプロセスを繰り返し行います。
- (3) 家族等がいない場合及び家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、治療に関わる多職種のチームが医療、ケアの妥当性、適切性を判断し、最善の方針をとる。またその決定内容を説明し、十分に理解してもらうよう努めます。
- (4) 上記の決定についてのプロセスを診療録に記載し、患者及び家族等と治療に関わる多職種のチームの間で共有します。

### **3) 複数の専門家からなる話し合いの場の設置**

上記1)、2)の方針決定に際し当該患者の治療に関わる多職種チームが、患者や家族様等の心身状態等により適切な医療・ケアの内容決定が困難な場合、または家族等で意見集約が出来ない場合、多職種チームとの話し合いで適切な医療・ケアの合意が得られない場合は、複数の専門家との話し合いの場を別途設置（医の倫理委員会等）し、当該患者の治療に関わる多職種のチーム以外の参加者を加え、方針等検討及び助言を行います。

2023年4月1日作成

2024年4月1日改訂

医療安全管理室

※参考資料：厚生労働省

- ・人生の最終段階における医療・ケア決定プロセスに関するガイドライン（2018年）
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（2018年）
- ・身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン（2019年）